



久留米市都市公園整備・運営ガイドライン

平成31年3月

久留米市 公園緑化推進課

目 次

第1章 久留米市都市公園整備・運営ガイドラインの概要

1. 策定の背景と目的 ……2
2. ガイドラインの位置づけ ……2
3. 対象 ……2

第2章 公園整備・運営の基本的な考え方

1. 公園整備・運営の基本的な考え方 ……3

第3章 緑の基本計画の実現に向けた公園整備・運営の指針

1. 緑の基本計画 2018 と本ガイドラインの関係 ……6
2. 新規公園整備 ……7
 - (1) 都市計画公園の整備
 - (2) 身近な公園の整備
3. 公園再整備 ……13
 - (1) 拠点公園のリニューアル整備
 - (2) 都市公園等の再編整備
4. 官民連携による公園の管理・運営 ……21
 - (1) 賑わいや交流の場としての利用促進
 - (2) 魅力的な公園サービスの提供
 - (3) 多様な主体と連携した公園運営の推進
 - (4) 公園の魅力の発信
 - (5) パークマネジメントの推進

第1章 久留米市都市公園整備・運営ガイドラインの概要

1. 策定の背景と目的

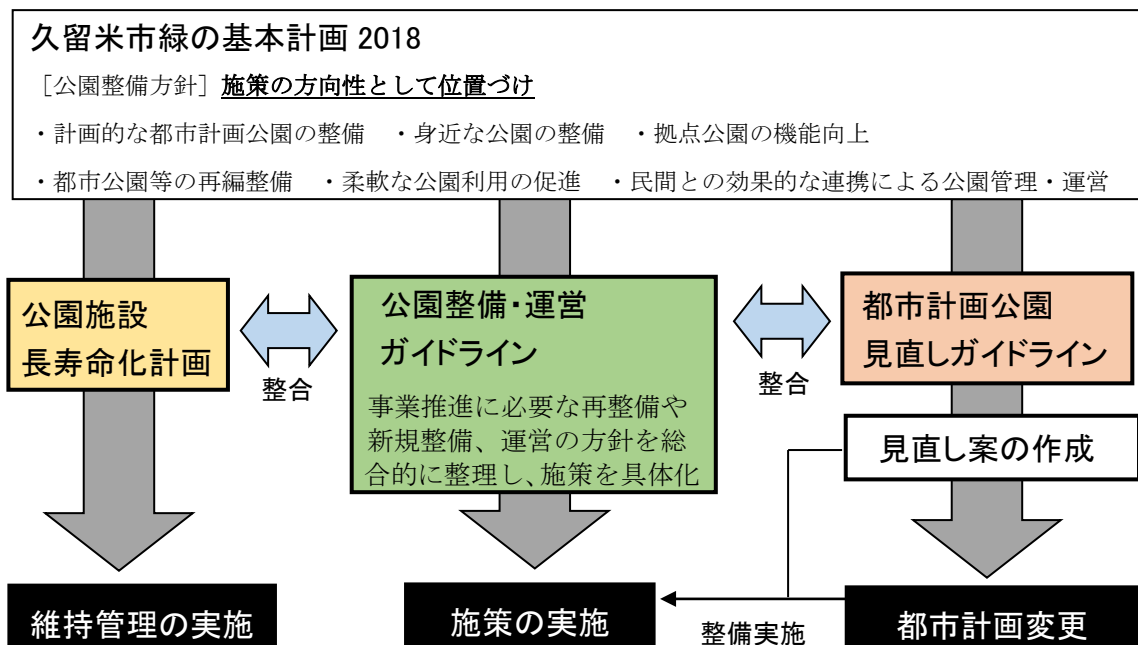
少子化の進展に伴う人口減少や超高齢社会の到来など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変わってきており、都市公園のあり方も、これまでの拡大・成長から成熟・持続への転換が求められ、整備や運営に関する様々な課題を解決していく必要があります。

そのような中、平成30年6月に本市の緑地保全や公園緑地整備等に関する総合的な計画となる『久留米市緑の基本計画 2018』が策定され、公園緑地の整備・運営に関する基本的な方向性が示されました。

そのため、緑の基本計画 2018 の実現に向けて、都市公園等の整備や運営に関する課題の総合的な解決を図り、厳しい財源状況の中で、効果・効率的に事業を進めていくため、公園の整備や運営に関する指針として『久留米市都市公園整備・運営ガイドライン』の策定を行います。

2. ガイドラインの位置づけ

久留米市緑の基本計画 2018 で定めた公園整備・管理に関する施策の方向性を実現するため、施策実施に必要な整備や運営の方針を総合的に整理し、施策を具体化することを目的とします。

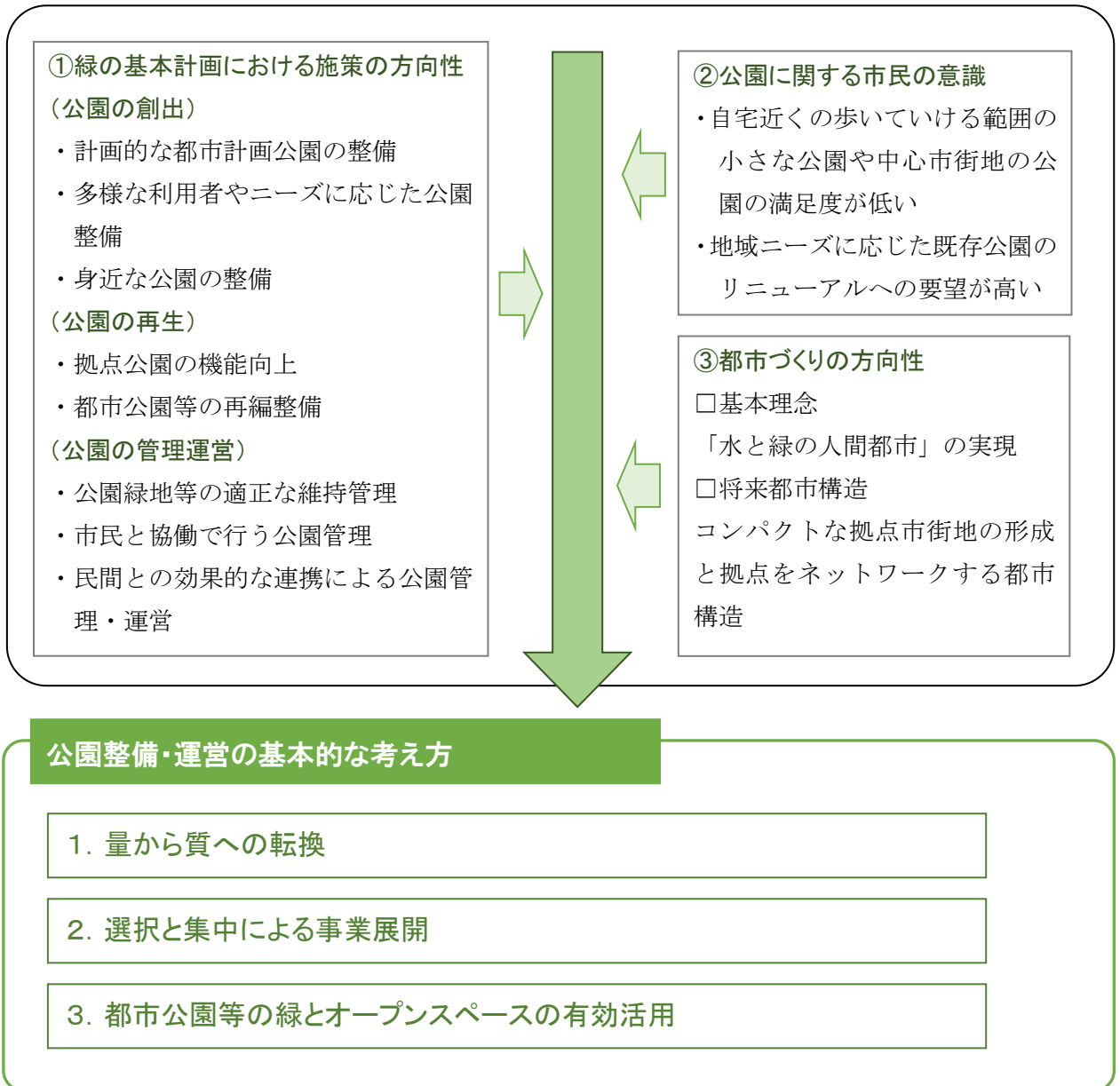


3. 対象

久留米市都市建設部所管の都市公園及び公園施設とします。

第2章 公園整備・運営の基本的な考え方

緑の基本計画における公園に関する施策の方向性や市民の意識、都市づくりの方向性を踏まえ、本ガイドラインでの公園整備・運営の基本的な考え方を定めます。



□公園整備・運営の基本的な考え方

1. 量から質への転換

今後は、公園整備の必要性の高い地域以外は、公園を新しく作っていくことよりも、地域ニーズを把握して機能分担を図り公園が持つ様々な機能をより一層高めるなど、既存公園を活用することによって『質』を高めることを主な施策とします。



開放的で人々の憩いの空間となる
公園ヘリニューアル整備
(福岡市警固公園の事例)



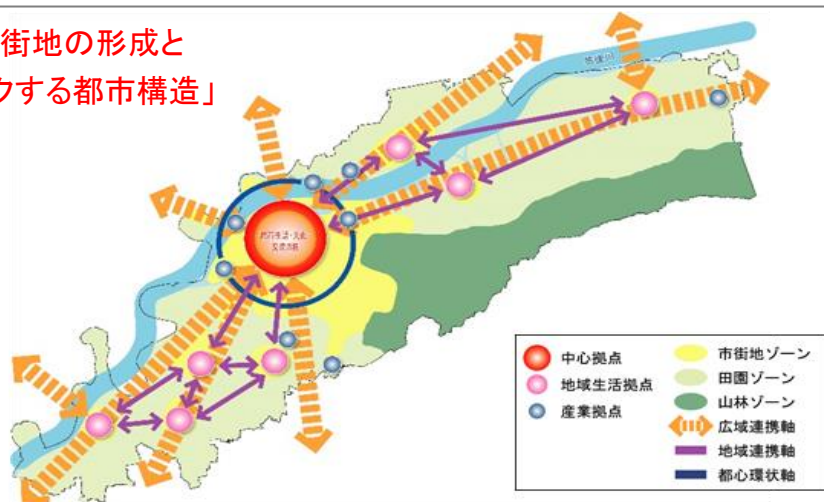
キッズコーナーの整備
(札幌市の事例)

2. 選択と集中による事業展開

都市づくりの方向性である「コンパクトな拠点市街地の形成」を推進するため、地域の特性や公園の整備状況等を考慮した上で、利用が多い、面積が大きい等、整備の必要性の高い地域や公園等を『選択』し、そこに新規整備や再整備等を『集中』することで、メリハリの効いた事業を展開していきます。

□久留米市都市計画マスタープランの将来都市構造

「コンパクトな拠点市街地の形成と
拠点をネットワークする都市構造」



3. 都市公園等の緑とオープンスペースの有効活用

都市の緑とオープンスペースの中核をなす都市公園等では、都市公園を一層柔軟に使いこなし都市の活性化を進めるため、『都市公園等の緑とオープンスペースの有効活用』を促進する公園の管理運営を図ります。



官民連携によるレストランの導入
(南池袋公園事例)

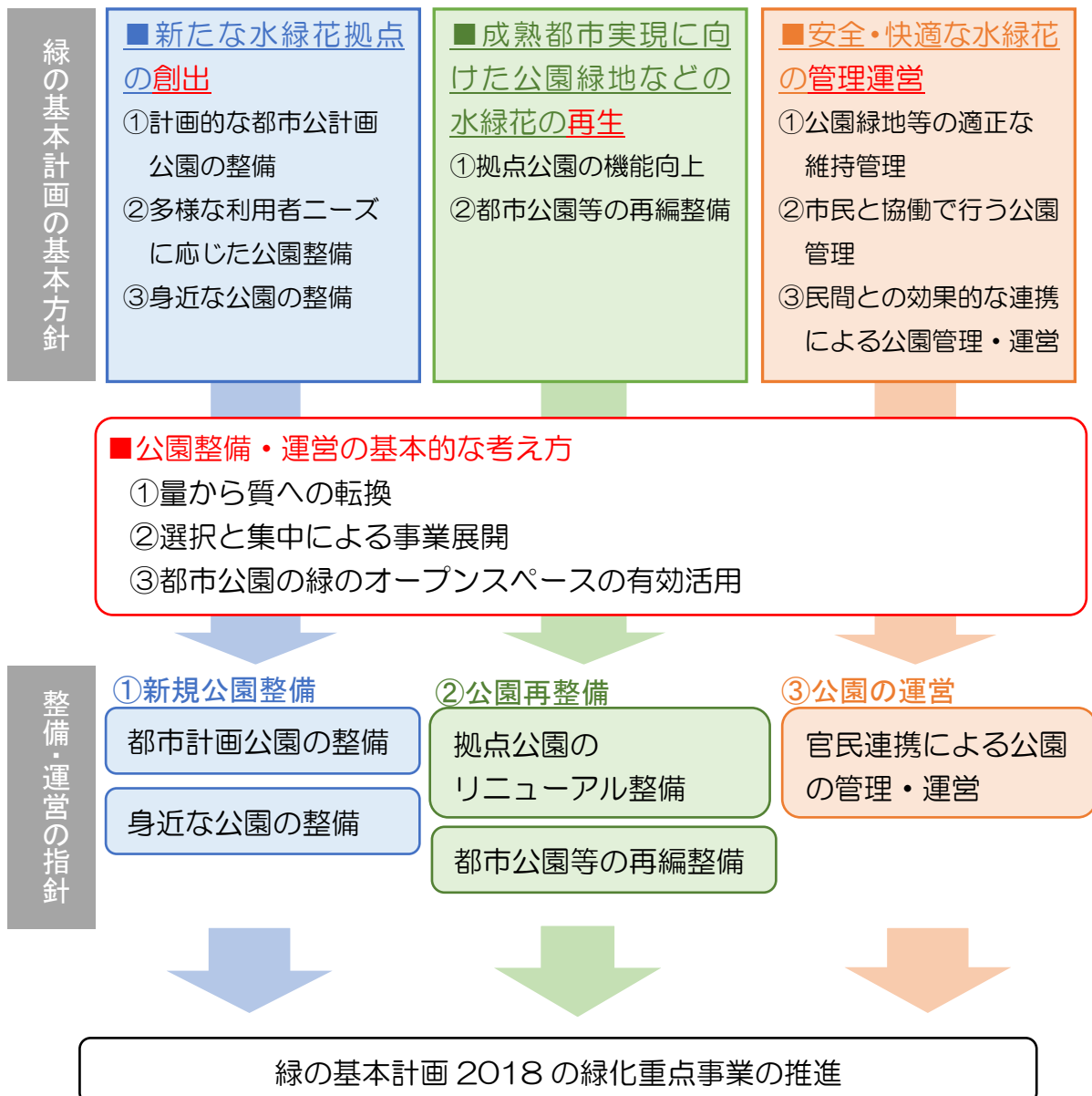


公園内でのBBQ

第3章. 緑の基本計画の実現に向けた公園整備・運営の指針

1. 緑の基本計画 2018 と本ガイドラインの関係

緑の基本計画 2018 で示した基本方針等を基に、本ガイドラインで整理する公園・整備運営の指針を以下に示します。なお、本ガイドラインで示した指針に基づき、緑の基本計画 2018 の緑化重点事業の推進を図ります。

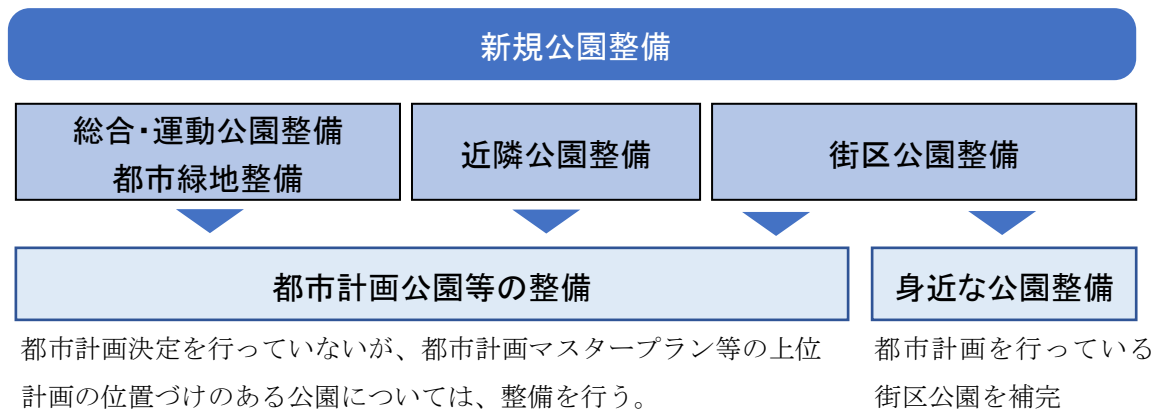


2. 新規公園整備

都市公園の新規整備については、『量から質への転換』『選択と集中による事業展開』の基本的な考え方及び公園の将来像を踏まえ、以下の視点を考慮して、効果・効率的な整備を進めます。

□新規の都市公園整備の視点

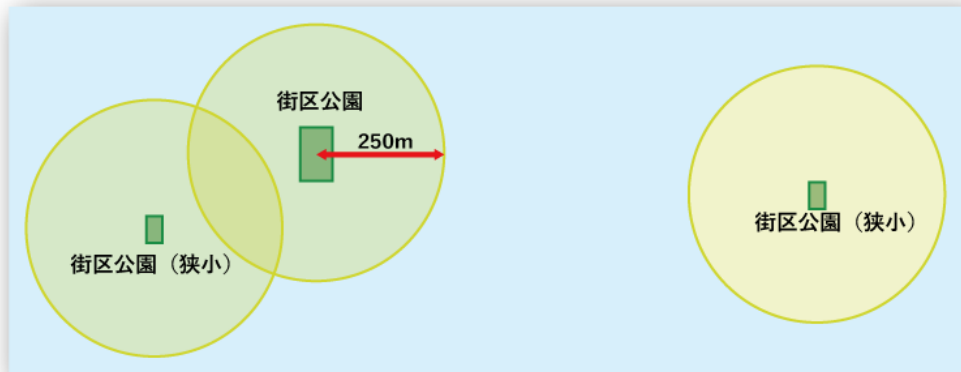
- ①新規の公園整備は、計画的な整備を進めるため、基本的には、都市計画決定等の上位計画の位置付けがある公園の整備を行います。
- ②街区公園においては、公園が不足しており、整備の必要性の高い地域では、街区公園を補完する施設として「身近な公園」の整備を行います。
- ③街区公園以外の公園については、都市計画決定等の上位計画での位置付けを行っている公園以外は、基本的には新規整備を行いません。
- ④近隣公園、総合公園、運動公園等については、久留米市国土利用計画や久留米市都市計画マスタープラン等の上位計画に新たな近隣公園、総合公園、運動公園等が位置づけられた際には、整備を検討します。
- ⑤都市公園の整備にあたっては、地域の実情やニーズに応じた適正な規模、内容での整備を行います。



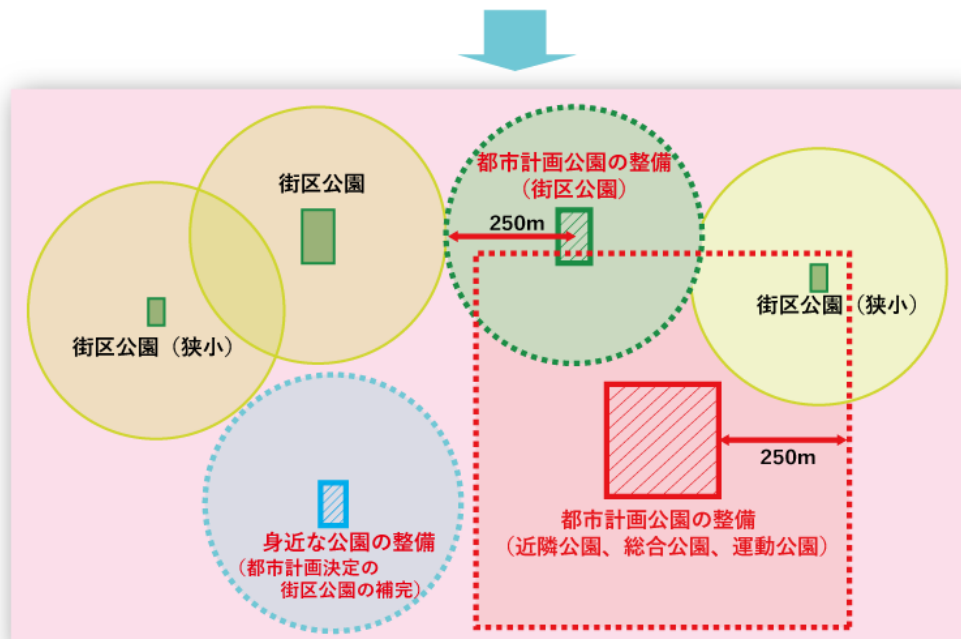
□本ガイドラインでの公園配置の考え方

- ・近隣公園や総合公園、運動公園等については、街区公園としての機能も有している。そのため、本市の街区公園の公園配置を考える際には、近隣公園、総合公園、運動公園等の誘致圏も含める。
- ・街区公園としての誘致圏の範囲は、基本的に、「重心から250mの範囲」とする。なお、近隣公園、総合公園、運動公園等については、面積が大きいため、「縁辺部より250mの範囲」を街区公園としての誘致圏とする。
- ・都市公園に類似する市民公園や歴史公園などの条例に基づく公園や久留米森林つつじ公園や東部運動公園などのその他公共の公園についても、本市の公園配置を考える際には、原則として誘致圏に含める。

□公園の配置モデル



公園空白地域：街区公園の誘致圏外の都市公園がない地域

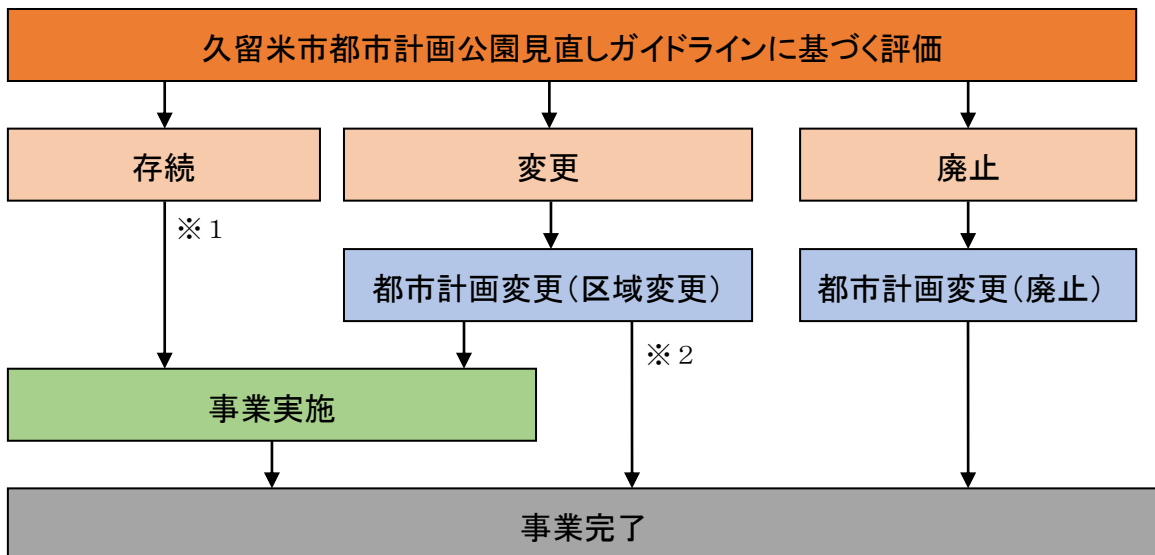


(1) 都市計画公園の整備

① 長期未着手都市計画公園の見直し

都市計画決定をしている都市公園のうち計画決定から長期にわたり未着手となっている公園や計画区域の一部が同様に未着手となっている都市公園については、平成30年7月に策定した『久留米市都市計画公園見直しガイドライン』による評価結果に基づき、都市計画の廃止や変更等を行い、効果・効率的な整備を進める。

■ 都市計画公園の事業フロー



※1 久留米市都市計画公園見直しガイドラインに基づく評価が存続の場合においても、事業実施段階で、公園区域及びその周辺の土地利用の変化の状況に応じて、適宜、効果・効率的な事業区域の変更を行う。

※2 一部未整備の都市計画公園において、都市計画の区域変更を行い、整備が完了する場合は、都市計画の変更後、事業完了とする。

②都市計画公園の整備方針

総合公園・運動公園・都市緑地の整備方針

- ①多くの市民、観光客が訪れ、楽しむことができる魅力あふれる公園となるように、大型遊具等の遊戯施設や多目的グラウンド等の運動施設、四季を彩る植栽などの多様な公園施設整備を行います。
- ②総合公園、運動公園、リバーサイドパークにおいては、市全域の広域からの市民の利用ができるように、必要な規模の駐車場の整備を行います。
- ③地域防災計画に位置付けられた公園については、防災倉庫などの防災施設の計画的な整備を行います。



大型遊具



四季を彩る植栽

住区基幹公園 全般の整備方針

- ①集約型都市構造の実現に向けて、効果・効率的な整備を進めるため、街区公園、近隣公園においては、立地適正化計画の居住誘導区域内の都市計画公園を優先して整備を行います。
- ②街区公園、近隣公園においては、公園の整備要望が高く、拠点となる公園が不足している地域を優先して都市計画公園の整備を行います。

街区公園の整備方針

- ①都市計画公園は、地域の核となる公園として、街区公園の標準的な機能である「広場機能」「レクリエーション機能（遊具等）」「緑化機能（植栽等）」がすべて備えることができる1,000㎡以上の整備を行います。
- ②土地利用や地域ニーズ等の変化に伴い、適正な区域や規模の見直しを図り、整備を行います。

近隣公園の整備方針

- ①地域の核となる公園として「広場機能」、「レクリエーション機能（遊具等）」、「緑化機能（植栽等）」が全て備わる整備を行います。
- ②広さを活かした施設（グラウンド等）など、街区公園よりも幅広い利用目的に対応できる公園施設の整備を行います。
- ③広く市民に利用される目的がある場合は、その目的に応じた適正な規模の駐車場を公園内や隣接地に整備します。
- ④土地利用や地域ニーズ等の変化に伴い、すでに都市計画決定している近隣公園において、街区公園の機能で満足する場合は、適宜、近隣公園から街区公園の公園種別の見直しを行います。



グラウンド（中干出公園）

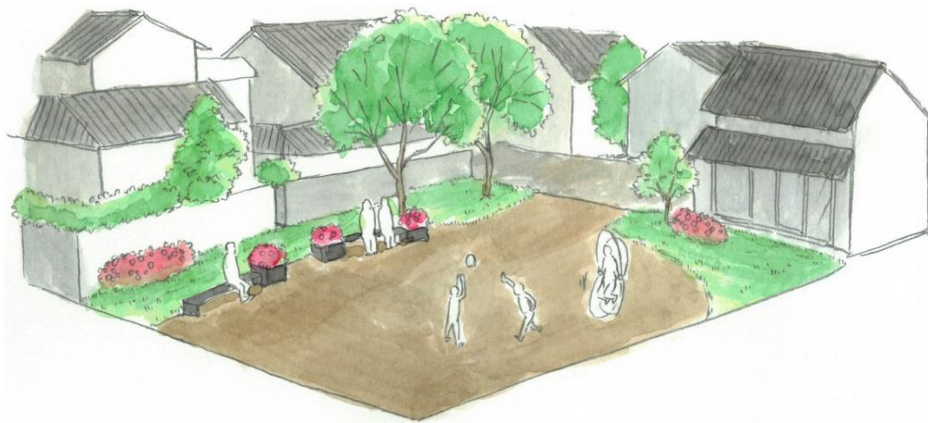


駐車場（コスモスパーク）

(2) 身近な公園の整備

身近な公園の整備方針

- ①身近な公園については、市全体の公園総量が一定規模充足されてきているため、公園が不足し、かつ必要性が高く、地域からの要望の高い地域に限って整備を行います。
- ②都市公園が不足している地域において、代替施設（市民公園、歴史公園、広場等の公共空地〔グラウンド、運動広場等〕、学校グラウンド等）で機能を補完出来る場合は、原則、代替施設で公園機能を補完します。
- ③身近な公園整備については、原則、公共未利用地や地域からの用地提供（借地）がある場合に整備を行います。
- ④身近な公園整備については、原則、計画づくりや管理・運営に地域住民による主体的な参加が見込まれる場合に整備を行います。
- ⑤集約型都市構造の実現に向けて、都市計画公園を補完する新規の身近な公園の整備は、原則、立地適正化計画における居住誘導区域内での整備を優先して行います。
- ⑥身近な公園を整備する際は、都市公園としての広場機能を最低限、発揮させるため、500㎡程度の面積を確保することを基本とした整備を行います。



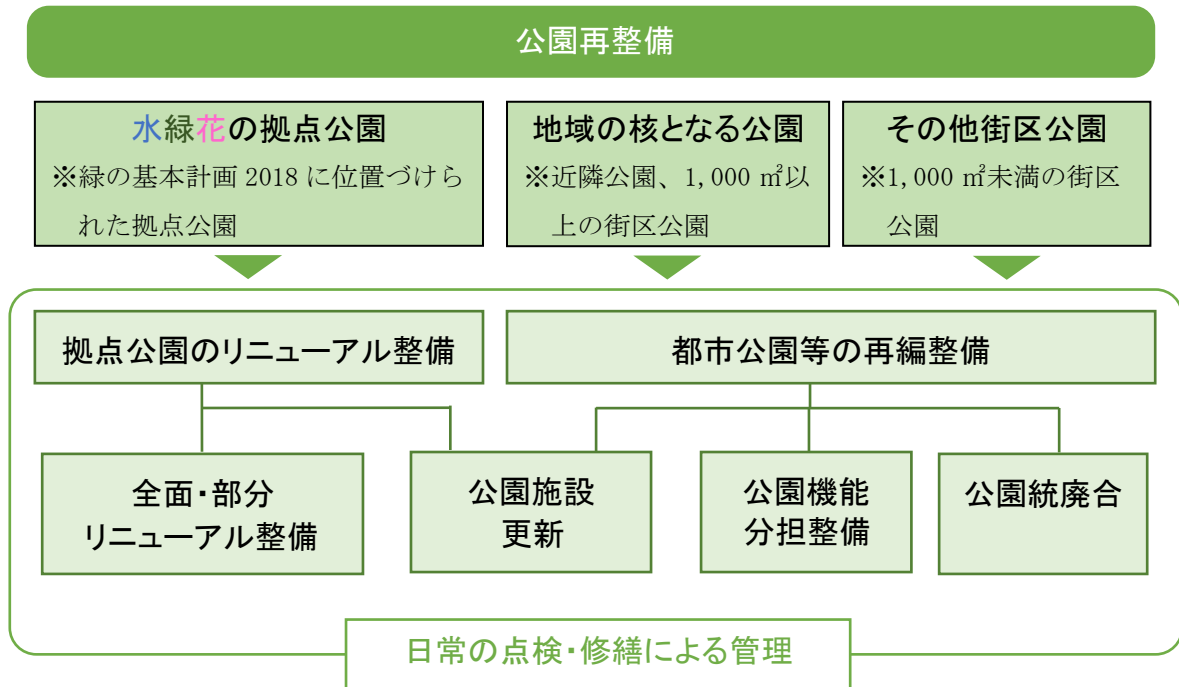
身近な公園（街区公園）の整備イメージ

2. 公園再整備

公園の再整備については、『量から質への転換』『選択と集中による事業展開』『都市公園等の緑とオープンスペースの有効活用』の基本的な考え方及び公園の将来像を踏まえ、以下の視点を考慮して、効果・効率的な整備を進めます。

□公園再整備の視点

- ①公園緑地のストックを活かし、住民の多様なニーズや防災などに対応した計画的な公園の再整備による公園の魅力向上を図る。
- ②公園再整備を行う場合は、施設の利用状況やニーズに応じた適切な種類・規模となる公園施設の見直しを図る。なお、公園施設の見直しを行う場合は、持続可能な施設総量となることを考慮した見直しを図る。
- ③公園再整備に併せ、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の更新を図る。
- ④公園再整備は、官民連携による効果・効率的な整備を図るとともに、官民連携による公園管理・運営の仕組みづくりも進める。



※公園再整備は、公園施設長寿命化計画に基づく日常の点検・修繕による管理を背景として、地域ニーズに応じた公園の機能の見直しや公園施設の計画的な更新を図るものです。

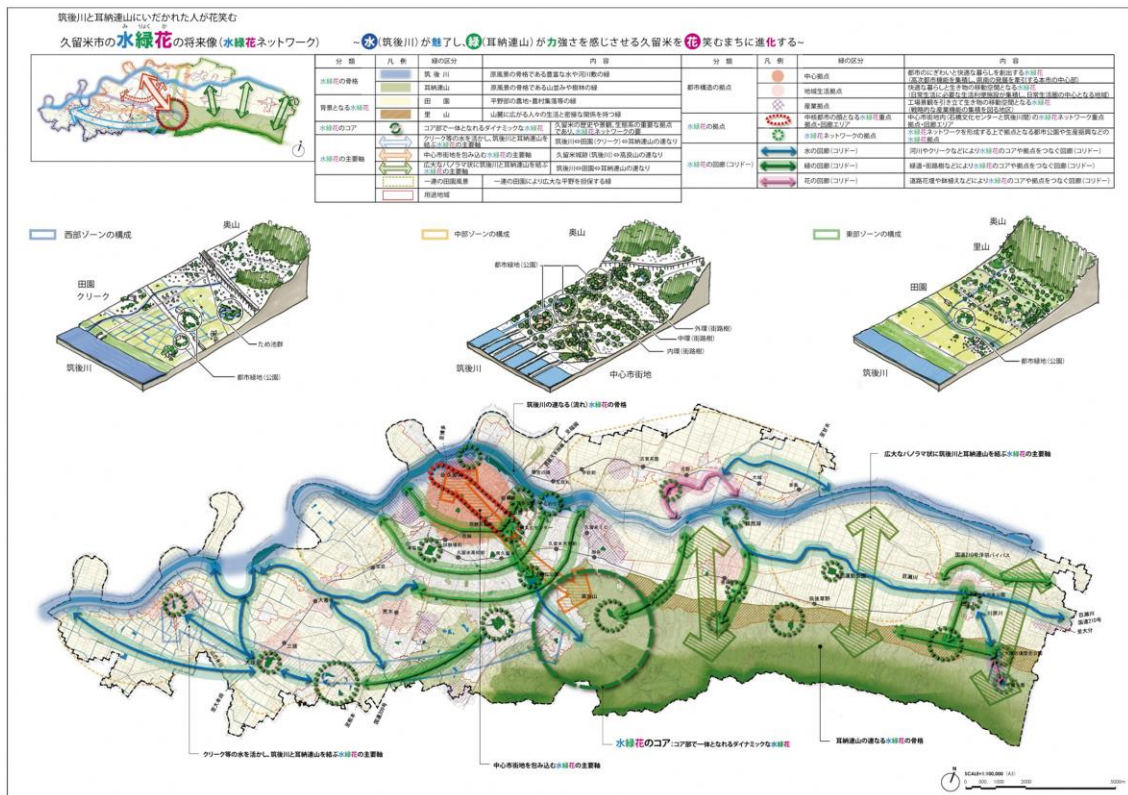
(1) 拠点公園のリニューアル整備(全面リニューアル、部分リニューアル)

拠点公園のリニューアルの整備方針①

①緑の基本計画 2018 で定めた「水緑花の拠点公園」については、公園機能の再生を図り、より魅力的な公園となるよう、必要に応じてリニューアル整備を行います。

拠点公園	中部	東町公園、小頭町公園、三本松公園、両替町公園、京町第2公園、中央公園、百年公園、野中公園、正源氏公園、津福公園、浦山公園、
	西部	水沼の里 2000年記念の森、町民の森、十連寺公園
	東部	コスモスパーク北野、発心公園、田主丸中央公園

緑の基本計画 2018 の「久留米水緑花構想図」



拠点公園のリニューアルの整備方針②

- ②リニューアル整備は、開設年度の古い公園や遊具などの施設の老朽化が進んでいる公園を優先して整備を行います。なお、開設年度の古い公園で、全体的に施設の老朽化等が進んでいる公園は、全面リニューアル整備を進めます。
- ③部分的に老朽化が進んでいる箇所や新たな施設導入の必要な箇所は、必要に応じて部分リニューアル整備を進めます。



賑わい創出のリニューアル整備イメージ



地域ニーズに応じた部分リニューアル整備イメージ

拠点公園のリニューアルの整備方針③

- ④地域ニーズに応じた公園機能の更なる向上を図るため、遊具や運動施設等のレクリエーション施設等の新規整備やリニューアル整備を行います。
- ⑤まちなかの拠点公園は、賑わいや活力を向上させる公園機能の充実を図る整備を行います。
- ⑥公園施設の新設や更新にあたっては、民間との効果的な連携を図り、質の高い公園施設の導入を図ります。



新たなレクリエーション施設の整備



質の高い公園施設の導入

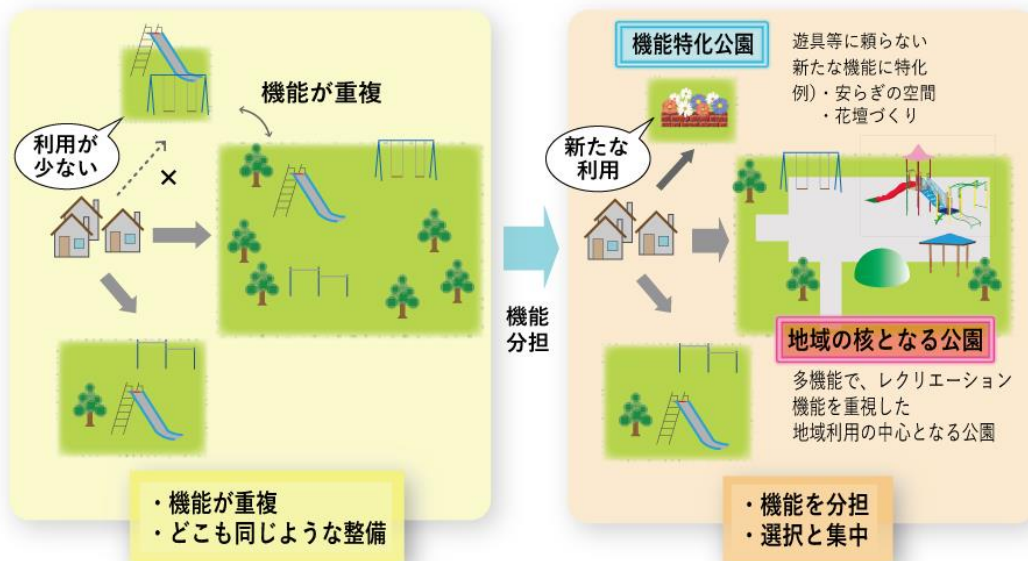
(2) 都市公園等の再編整備

① 公園機能分担整備

公園機能分担の整備方針

- ① 住区基幹公園（近隣公園、街区公園）を「地域の核となる公園」「機能特化公園」に分類し、機能分担を行うことでメリハリをつけながら、効果的な整備を進めます。
- ② 狭小公園しかない地域では、近接する複数の公園で、機能を分担し合うことで、「地域の核となる公園」に相当する機能の確保を目指します。
- ③ 「地域の核となる公園」及び「機能特化公園」は、施設の老朽化状況や地域ニーズの変化等を総合的に勘案し、機能再編が必要と判断される場合は、地域ニーズを把握しながら、適切な公園の再整備を図ります。
- ④ 「地域の核となる公園」及び「機能特化公園」の老朽化した施設は、今後の再整備の見通しを考慮したうえで、必要に応じて個別の施設更新等を実施します。
- ⑤ 公園の再編整備は、公園の利活用や維持管理などにおいて、地域との協働による取組みが行える地域を優先して整備を進めます。

□ 公園分担整備のイメージ

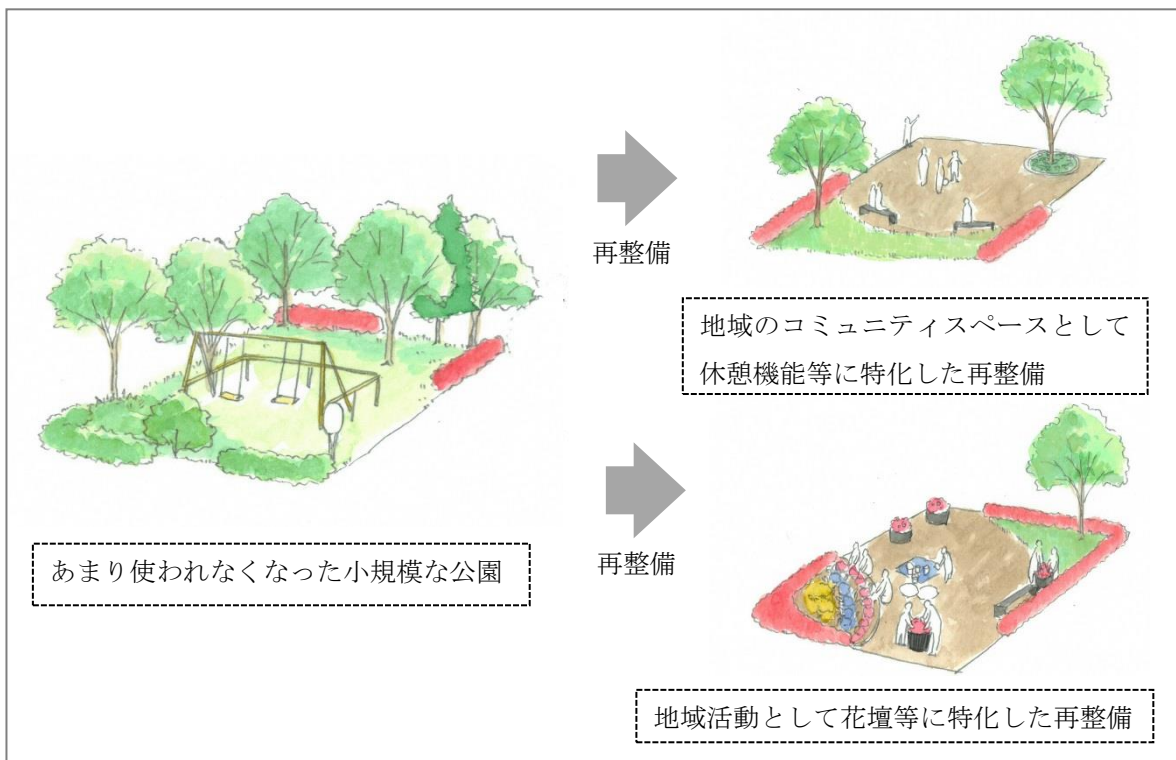


地域の核となる公園

- ① 1,000㎡以上の近隣公園や街区公園は、地域の中心となる公園として、地域ニーズに合った多面的な機能を積極的に確保します。
- ② 子ども達の重要な遊び場として、遊具等のレクリエーションの機能が老朽化している場合は、必要に応じて更新等を行います。

機能特化公園

- ① 1,000㎡未満の街区公園は、面積が小さく、「地域に必要な公園機能」を十分に確保できない中でも、効果的に利用を生み出すため、機能を絞り込み、特定の利用に特化させます。
- ② 「地域の核となる公園」と機能を分担し、遊具等の公園施設に頼らない整備を行います。



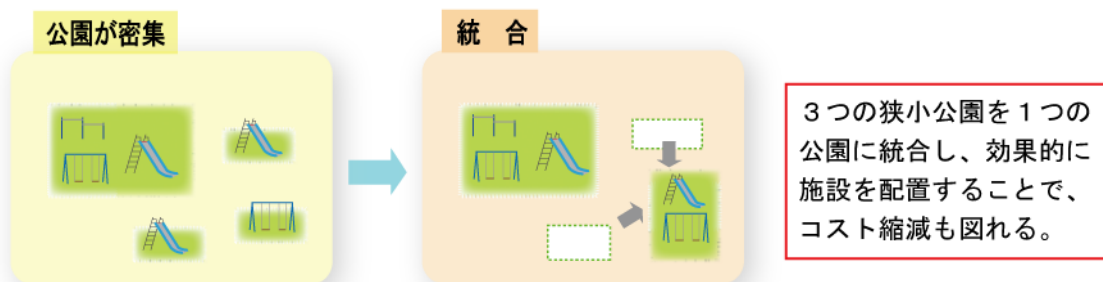
機能の特化による再整備のイメージ

②公園統廃合

公園統廃合の整備方針

- ① 1,000㎡未満の狭小公園が密集する地域において、特に地域のニーズが高く、公園の機能向上やコストダウン等が大きく、まちづくりにも寄与するようなケース等、効果が十分に見込め、地域が公園管理に主体的にかかわる場合に限定して、公園の統廃合の整備を検討します。
- ② 公園の統廃合は、原則として公共未利用地や用地提供（借地）がある場合に行います。
- ③ 公園の統廃合は、1,000㎡以上の地域の核となる公園が不足する地域で行います。また、面積は、1,000㎡程度の確保を目指し、誘致圏の考え方に基づく理想的な配置に近づくよう進めます。
- ④ 公園の統合を行う場合は、原則として公園の廃止も同時に行います。

※統廃合は、維持管理の集約や、広場等面積を要する施設が設置できるようになる等のメリットがある一方で、既存の公園の廃止による近隣住民への影響や、統合に伴う整備の費用、公共未利用地等の用地の調整等、課題も多いことから、その費用対効果を十分に検討する。



③公園施設更新(公園施設長寿命化整備)

公園施設更新の整備方針

- ①「拠点公園のリニューアル整備」、「公園機能分担整備」、「公園統廃合」を実施するさいには、公園毎の公園施設の適切な総量や再配置の考え方に基づき、計画的な公園施設の更新等を行います。
- ②老朽化が進み、危険性の高い大規模遊具等の公園施設は、1,000㎡以上の地域の核となる公園について、久留米市長寿命化計画に基づく計画的な更新を進めます。一方で、1,000㎡未満の公園の大規模遊具については、地域ニーズ等を考慮したうえで、原則として更新時に撤去します。
- ③トイレや休憩施設（パーゴラ、四阿等）等については、施設の利用状況に応じて、更新時や機能分担整備時などにおいて、廃止などの施設の見直し等を進めます。特に、街区公園で利用の少ないトイレは、更新時に廃止を前提に検討を行います。
- ④公園の設置から長期間が経過し、公園内の樹木が覆い茂り、安全性や快適性に支障をきたしている場合は、公園再整備を行うさいに、計画的な樹木の間伐等を行い、公園の安全性と快適性の確保に努めます。
- ⑤長寿命化計画に基づく定期的な施設点検により、老朽化による劣化状況の改善や、新しい安全規準への適合など、適切な修繕・更新を進めます。

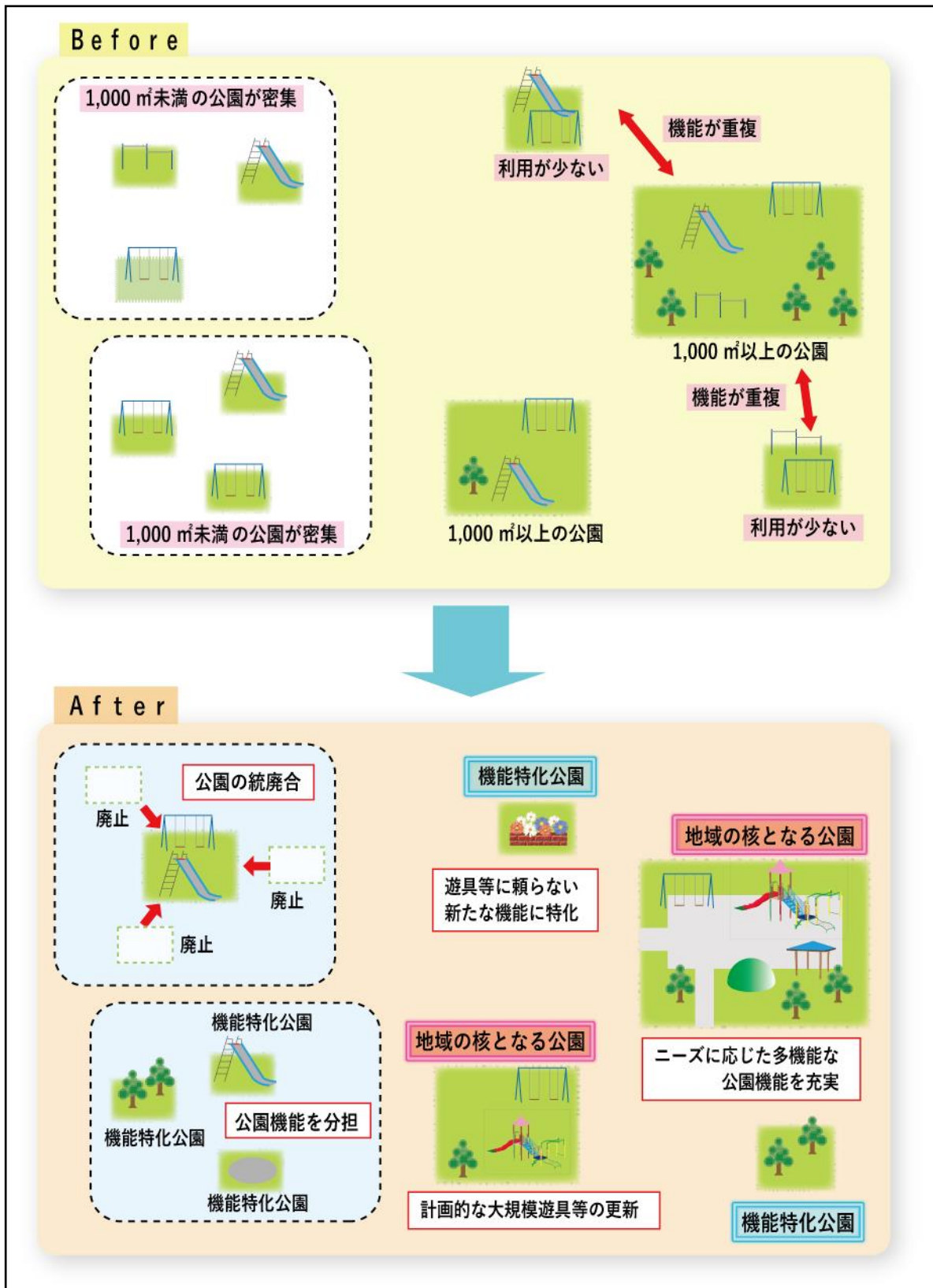


老朽化が進み危険性の高い遊具



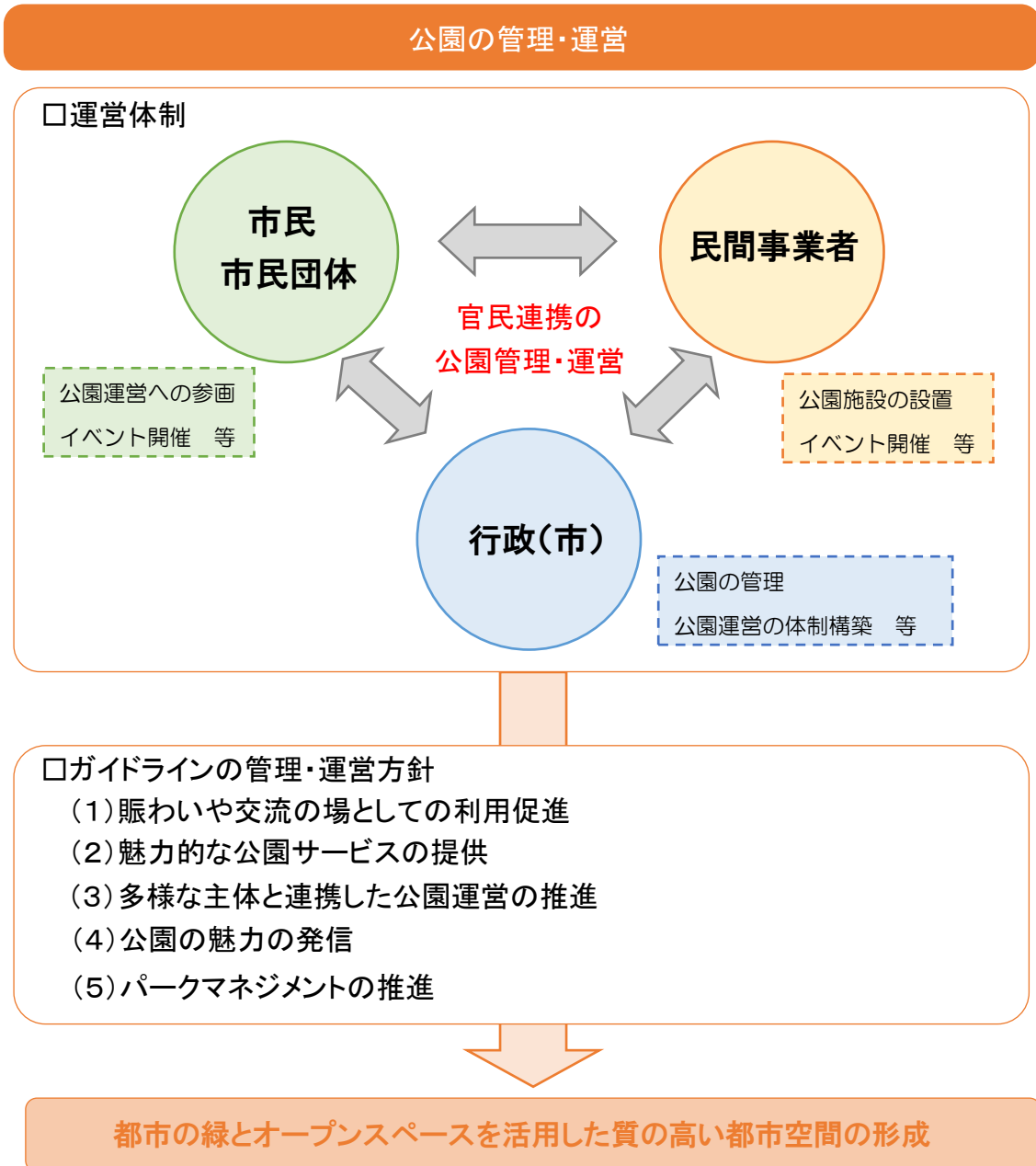
地域の核となる公園での計画的な更新

公園再編整備のイメージ



4. 官民連携による公園の管理・運営

これからの都市公園では、市民等、民間事業者、行政の官民連携のもと、公園緑地のポテンシャルを活かし、社会情勢の変化に応じた、新たな利活用を検討し、都市の緑とオープンスペースを一層柔軟に使いこなす公園運営を進めていきます。



(1) 賑わいや交流の場としての利用促進

運営方針

① 公園活性化のための利用ルールの柔軟な対応

地域の賑わいや公園の魅力アップにつながり、都市公園事業に寄与するものと認められる催しや公園利用の仕方等については、都市公園条例等の取り扱い基準等の柔軟な対応を検討し、公園利用の促進を図ります。



マルシェ等の物販の緩和



バーベキュー等の利用の緩和

② 多様な活動の受入の推進

公園での賑わいや交流の促進、利用の多様化を進めるため、市民やNPO法人等の市民団体、商店街、地元企業などが企画する、公益性の高い賑わいや交流活動、文化振興などの多様な活動について、積極的な受け入れを図ります。また、公園利用に関する手続き等についても多くの方が利用しやすい方法等を検討し、多様な活動が行いやすい仕組みづくりを進めます。

③ 豊かな自然・歴史・文化などの地域資源の活用

市内の都市公園には、筑後川や耳納連山などの本市の豊かな自然やつつじ、コスモスなど四季を彩る花木、様々な歴史・文化の資源など、より公園を楽しむことのできる豊かな地域資源があります。そのため、これらの豊かな地域資源を活用し、多くの市民の皆さまが自然と親しみ、歴史・文化に触れる機会の創出を図ります。

(2) 魅力的な公園サービスの提供

運営方針

① 民間と連携した魅力的な便利施設の導入

公園利活用の幅を広げ、魅力的なサービスを提供するため、民間のノウハウと活力を導入する取り組みを進めます。設置管理許可制度やP-PFI(公募設置管理制度)などを活用しながら具体的な事業展開を図り、カフェや自動販売機、売店等による飲食や物販販売のサービス、ランニングやウォーキング、サイクリング等のスポーツ利用に関するサービス、バーベキューやデイキャンプ等の公園利用サービスなど、市民の様々なニーズに応じたサービスを提供することの出来る魅力的な便利施設の導入を進めます。



カフェ・レストランの導入



グランピング場の運営

② 花木を活かした公園の魅力向上

久留米市には、久留米つつじやコスモス、筑後川の菜の花など、四季折々の景色を作り出し、市民に親しまれている歴史的な花木が多くあります。

そのため、これらの風景を後世まで継承し、多くの方々に楽しんでもらうため、リバーサイドパークなどの大規模な公園においては、四季を織りなす久留米つつじやコスモス、菜の花等を活用した花壇や花畑による公園の魅力向上を図ります。

③ 安全・快適な駐車場サービスの提供

市内の一部の公園では、公園利用者でない人による不適切な駐車場利用や過度な駐車の実態があり、安全・快適な駐車場サービスの提供に支障があるケースがあります。これらの現状把握を進め、立地特性や受益者負担の視点に立ったサービス提供の考え方の見直しや駐車場管理における民間導入の検討を進め、公園利用者が安全・快適に駐車場を利用できる利用環境の構築に取り組めます。

(3) 多様な主体と連携した公園運営の推進

運営方針

① 地域の公園を核とした地域コミュニティ活動の促進

市民に身近な地域の公園は、「地域の庭」として積極的に地域に利活用されることが望まれます。そのため、公園協議会などの制度を活用し、公園の特徴を活かしながら、地域が主体となって公園の利活用に関わる体制を構築していきます。

また、地域が主体的に公園の運営に関わる地区では、積極的に都市公園条例等の取り扱い基準の緩和等の検討を図り、地域の公園を核とした地域コミュニティ活動を促進させます。



地域によるバーベキュー等の活用



地域農園としての活用

② 拠点公園における公園運営への多様な市民参画の拡大

公園を市民の重要な資産としてとらえ、市民全体が公園運営の質の高い成果を享受できるようにするため、拠点公園においては、民間企業、各種団体などの多様な主体がプレイヤーとなり、公園運営へ参画できる体制を促していきます。

そのため、拠点公園では、多様な主体の公園運営への参画及びイベントや活動などのプレイヤー間の連携を高める仕組みづくりなどを進めます。

③ 公園利用における安全・安心の推進

子供たちが安全・安心に公園を利用できるように、プレイパークなどの地域や市民団体等と連携した公園管理の仕組みづくりを進めます。

また、久留米市公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の計画的な点検、管理を地域や市民団体等と連携して実施し、公園を安心して利用できる維持管理を推進します。

(4) 公園の魅力の発信

運営方針

① 多様な情報ツールの活用

久留米市の公園には多くの魅力があるにもかかわらず、それらが市民や事業者十分に伝わっていない現状があります。市民・事業者の公園への理解を高め、実際に公園を訪れ、利用してもらうため、年代や属性の違う利用者層に応じて、魅力が感じられる公園の情報を、対象利用者層が受け取りやすい方法によって発信していきます。

特に、携帯端末等を利用した情報提供については、SNSの普及により情報発信力が高まっている状況であり、これらの活用に向け検討を進め、公園利用者への情報サービスの向上を図ります。



公園マップの作成



SNSの活用

② 観光情報等と連携した公園の魅力発信

都市公園の周辺には、観光施設等の魅力的な施設が点在しており、都市公園と一体となって魅力を発信することで、より効果的な情報発信が行える地域があります。特に、耳納北麓では、魅力的な施設が点在しており、都市公園と連携した地域の魅力の発信を行っていくことが重要です。

そのため、公園の情報発信を行う際には、周辺の観光情報等との連携を図り、より効果的な公園の魅力発信を行います。

③ ICTを活用した新たな形での公園の魅力発信

ICTの技術を活用し、多くの世代が公園を魅力的だと感じ、普段、公園を訪れない人々にも興味をもってもらい、公園を訪れる機会を創出していくために、公園を使って宝探しや謎解きなどのゲームを楽しめる携帯アプリの開発や情報ツールとなるQRコードの整備、公園内のインターネット環境(WiFi)の整備などによる、新たな形での公園の魅力の発信の検討を行います。

(5) パークマネジメントの推進

緑の基本計画2018で定めた「水緑花の拠点公園」は、本市の緑の拠点となる公園であり、緑の質を高める公園運営を行ううえで、重要な場所です。

そのため、水緑花の拠点公園では、各々の公園のニーズや民間との連携の可能性等を把握し、その公園の特性を踏まえて、官民連携によるパークマネジメントを推進していきます。

パークマネジメントを実施する際には、本ガイドラインの運営方針に即した公園の運営を目指します。

□パークマネジメントを実施すべき水緑花の拠点公園

地区	水緑花の拠点公園
中部地区	東町公園、小頭町公園、三本松公園、両替町公園、京町第2公園 中央公園、百年公園、野中公園、正源氏公園、津福公園、浦山公園 リバーサイドパーク
西部地区	水沼の里 2000年記念の森公園、町民の森公園、十連寺公園
東部地区	コスモスパーク北野、発心公園、田主丸中央公園

□パークマネジメントの重点エリア

本市のパークマネジメントを戦略的に推進していくためには、エリアマネジメントの考えをもって、複数の拠点公園を連携したパークマネジメントを実施していくことが重要です。特に本市の「中心市街地」や「百年公園周辺」については、公園間の連携したパークマネジメントの重点エリアとして取り組みを進めます。

エリア名	対象都市公園	エリア特性
中心市街地エリア	三本松公園、東町公園 小頭町公園、両替町公園 京町第2公園	・本市の市街地の中心となるエリア ・駅やシティプラザ等のまちなかの拠点を補完する位置に公園が配置
百年公園周辺エリア	百年公園、中央公園 リバーサイドパーク（一部）	・都市と自然の融合するエリア ・運動施設や教育文化施設、河川敷などの自然空間など魅力的で多様な施設・資源を有する